

保護者の皆様へ

下校後の保護による指定校変更の申請をご検討されている場合は、下記の事項にご留意くださるようお願いいたします。

1 申請できるご家庭について

- ・共働き家庭（就労の日数が日曜日を除き月 12 日以上あり、かつ帰宅時間が後述の下校時刻を過ぎるご家庭。）
- ・負傷、疾病障がい等により児童を適切に保護することができない方
- ・家族を常時介護または看護しているため、児童を適切に保護することができない方
- ・ひとり親家庭

2 下校時刻に間に合いますか？

小学校の下校時刻の 15 時 30 分までに帰宅できますか？学童保育を利用する場合は、預かり時間に間に合いますか？間に合う場合は、申請を許可できないことがあります。

確認のため、下校時刻までに帰宅が可能か、または学童保育終了時刻までに引き取りが可能か、勤務地から自宅または指定校までの通勤時間を計測させていただきます。学童保育を利用する場合は、学童保育の申請状況を照会した上で、申請を審査します。

3 預かり人は、責任重大です。

「下校後に保護者の代わりに預かることができ、急病や災害等の緊急事態において学校から引取り要請があった場合についても、責任を持って引き取り、預かることができる」方をお願いしてください。このため、原則祖父母等（対象の児童と親族関係を有する方）を預かり人の要件としています。

※預かり人の方へ

預かり人の方と、実際のお迎えや引き取りを想定して、学校との顔合わせのための面談を行います。また、預かり人の連絡先を緊急連絡先として登録します。

※預かり人をお願いできない方

- ・親族であっても、下校後だけでなく、就労などにより日中緊急対応ができない場合や、高齢や健康面の問題から 3 年生終了時まで預かり人を引き受けることができる見込みがない場合は、預かり人になることはできません。
- ・下校後の保護は児童の安全確保の責任を負うため、未成年者や緊急時に対応できない方が預かり人になることはできません。
- ・水泳教室、学習塾等の習い事やファミリーサポート、他学区の学童保育及び民間の学童保育は預かり人になることはできません。